

## 新宿区が発注する工事における現場代理人の兼任に関する運用基準

7新総契契第3772号

令和 8年 3月23日

総務部長 決定

### (趣旨)

第1条 この基準は、新宿区工事請負契約書第9条第3項に規定する「現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」もののうち、現場代理人の兼任(以下「兼任」という。)を認める場合の基準について、必要な事項を定めるものとする。

### (兼任の要件)

第2条 発注者が兼任を認める工事は、兼任するすべての工事が次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

新宿区が発注した工事であること。

予定価格が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満の工事であること。

工事現場が区内である又は工事現場の相互の距離が5km程度であること。

同時に兼任できる工事は2件までとする。

2 発注者が兼任を認める現場代理人は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

新宿区以外が発注する工事の現場代理人と兼任しないこと。

いずれかの工事現場に常駐すること又は常駐していること。

発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。

発注者又は監督員が求めた場合、工事現場に速やかに向かう等の対応ができること。

安全管理及び現場の取締りに支障を及ぼさないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者が工事の内容や安全管理上の理由等により、兼任が適当でないと判断した場合は、兼任を認めないものとする。

### (兼任の手続)

第3条 発注者は、契約締結後、現場代理人の兼任を希望する受注者に対し、現場代理人兼任届(様式1)の提出を求めるものとする。

### (契約変更時の取扱い)

第4条 発注者は、現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、第2条第1項第2号の要件を満たさなくなった場合においても、引き続き現場代理人の兼任を認めるものとする。

### (補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、総務部長が

別に定める。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。